

沿岸広域振興局長告示第53号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成22年10月29日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

1（1） 名称 三陸町荒金山特定猟具使用禁止区域

（2） 区域 大船渡市地内の大船渡市と釜石市の境界と民有林314林班と309林班の境界との交点を起点とし、起点から大船渡市と釜石市の境界を東に進み民有林314林班と民有林319林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み民有林314林班34小班と民有林314林班18小班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み作業道後山線との交点に至り、同点から同作業道を北西に進み民有林314林班と309林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3） 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

（4） 使用を禁止する特定猟具 銃器

2（1） 名称 三陸町綾里川ダム特定猟具使用禁止区域

（2） 区域 大船渡市地内の市道岩崎野形線と綾里川ダム管理用道路との交点を起点とし、起点から市道岩崎野形線を南東に進みさらに北西に進み市道不動線との交点に至り、同点から同市道を西に進み綾里川ダム敷地と大船渡市市有地の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み綾里川ダム管理用道路との交点に至り、同点から同管理用道路を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3） 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

（4） 使用を禁止する特定猟具 銃器

3（1） 名称 山田町四十八坂特定猟具使用禁止区域

（2） 区域 下閉伊郡山田町地内の国道45号と民有林19及び20林班と民有林30、29及び21林班の境界との交点を起点とし、起点から国道45号を南西に進み下閉伊郡山田町と上閉伊郡大槌町の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進みさらに北西に進み民有林19及び20林班と民有林30、29及び21林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進みさらに南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3） 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

（4） 使用を禁止する特定猟具 銃器

4（1） 名称 岩泉町岩泉特定猟具使用禁止区域

（2） 区域 下閉伊郡岩泉町地内の国道455号と町道尼額有芸線との交点を起点とし、起点から国道455号を北東に進み一般県道岩泉停車場線との交点に至り、同点から同一般県道を南西に進みJR岩泉線との交点に至り、同点から同JR線を南西に進み町道尼額有芸線との交点に至り、同点から同町道を西に進みさらに北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3） 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

（4） 使用を禁止する特定猟具 銃器